

ID: 148

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 建築住宅課

処分の概要	従前居住者用住宅の使用料の減免又は徴収猶予		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市震災復興地区住宅市街地整備総合支援事業に係る従前居住者用住宅の設置及び管理に関する条例 第9条		
例 規 番 号	平成8年条例第27号		
【根拠条文】 (使用料の減免又は徴収猶予) 第9条 市長は、特別の事情がある場合においては、当該使用料の減免又は徴収猶予をすることができる。 【基準】 根拠条文及び芦屋市震災復興地区住宅市街地整備総合支援事業に係る従前居住者用住宅の設置及び管理に関する条例施行規則第6条の規定による。 (減免又は徴収猶予) 第6条 条例第9条及び条例第10条の2に定める特別の事情がある場合とは、入居者又は同居者が次の各号に該当する場合をいう。 (1) 収入が著しく低額であるとき。 (2) 病気等の理由により、生活が著しく困難な状況にあるとき。 (3) 災害により、著しい被害を受けたとき。 (4) 前3号に掲げるほか、市長が特別の事由があると認めるとき。 2 使用料及び入居保証金の減免又は徴収猶予を受けようとする者は、従前居住者用住宅減免申請書(様式第4号)又は従前居住者用住宅徴収猶予申請書(様式第5号)を提出し、市長の承認を受けなければならない。 3 前項の申請書には、減免又は徴収猶予を受けようとする理由を証明するに必要な医師又は官公署等の発行する証明書を添付しなければならない。 4 減免又は徴収猶予の期間は、1年以内とする。ただし、市長が必要と認めるときは、更新することができる。 5 従前居住者用住宅(大原町住宅)に入居する者については、前各項の規定は、適用しない。			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日